

北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)
12月13日(火曜日)

第6290号

目次

告示

- 博物館に相当する施設の指定の取消しについて…………… 1
○教育職員免許状の失効について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第64号

次の博物館に相当する施設の指定を、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第24条の規定に基づき、令和4年12月5日付けで取り消した。

令和4年12月13日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 設置者
室蘭市
- 名称
室蘭市青少年科学館
- 所在地
室蘭市本町2丁目2番1号
- 指定年月日
昭和39年3月16日

北海道教育委員会告示第65号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年12月13日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	宮下 隼	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平20小一種第0484号	平成21年3月15日	北海道教育委員会
小学校教諭専修免許状	平22小専修第38号	平成23年3月15日	
中学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平20中一種第0756号	平成21年3月15日	
中学校教諭専修免許状 (外国語(英語))	平22中専修第73号	平成23年3月15日	
高等学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平20高一種第0970号	平成21年3月15日	
高等学校教諭専修免許状 (外国語(英語))	平22高専修第91号	平成23年3月15日	
失効年月日	令和4年11月18日		

失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号才)該当
-------	-------------------------------------